

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成29年3月10日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

平成28年度第4四半期の障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成28年12月1日から平成28年12月14日までの申請受理期間に公募し、受理された29件について審査を行った結果、以下のとおり、18件を認定しました。

今回、評価点1点以上のものすべて認定しても第4四半期に設定された予算の範囲内であったため、すべて認定（総額約7百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

なお、企画競争型認定の対象となる助成金は、予算の範囲内で認定するため、今回認定となった事例と同種の取り組みをした場合であっても、次回必ず認定されるとは限りません。

1 結果

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 第1種作業施設設置等助成金 | 28件のうち認定18件 |
| (2) 通勤用自動車の購入助成金 | 1件のうち認定0件 |

※ 第2種作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、通勤用バスの購入助成金の認定申請はありませんでした。

2 概要

《認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○スロープ設置工事（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害）】

この事業所は社屋が東館と西館の2棟あり、連絡通路でつながっている。対象となる従業員は車椅子を使用しており、本来の就業場所は東館2階であるが、エレベーターがあるのは西館のみで、また、東館と西館の連絡通路には段差があるため、この従業員は自力で東館2階まで移動することができない。そのため現在はやむなく西館1階で暫定的に就業しているが、この従業員を本来の就業場所である東館2階で就業させるため、連絡通路に

スロープを設置するという申請がされた。

車椅子を使用する対象障害者のために、入口から就業場所までの経路上にスロープを設置することは、対象障害者の障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

[参考]

上記以外の認定例として、視覚障害がありパソコン画面の文字や表を読むことができない従業員のために画面読み上げソフト、点字ディスプレイを設置した事例や、下肢に障害があり歩行時に杖を使用しなくてはならない従業員のために階段に手すりを設置した事例などについても、対象障害者の障害特性に配慮したものとして認定した。

《一部を認定した例》

○通路の段差解消、トイレ及びトイレのドアの改修（附帯施設）

【身体障害者（左上肢・下肢機能障害）[中途障害]】

事務作業を行っていた従業員が左上下肢機能障害となり、杖を使用するようになったため、通路やトイレの段差解消工事、トイレの改修をするという申請がされた。

段差解消工事については、原則、車椅子利用者の雇用継続等に必要があると認められる場合に認定しているところであり、当該申請については、障害特性上、段差解消工事が必須であるとまでは確認できなかった。また、トイレに手すりを設置することは障害特性に配慮した措置と認められるが、この事業主のトイレは1か所のトイレに個室トイレが3つあり（2つが和式、1つが洋式）、洋式トイレが既に設置されているため、和式から洋式トイレに改修する費用は対象外とした。

トイレの入口ドアと個室のドアを開き戸から引き戸に改修することは障害特性に配慮した措置と認められるため認定した。

《不認定とした例》

[第1種作業施設設置等助成金]

主たる業務を行うための必要最低限の措置と認められない

○電磁波防護服の購入

【身体障害者（心臓機能障害）】

心臓の手術をし、植え込み型除細動器を植え込んだ従業員が、電磁調理器や電動工具を使用している作業所へ書類を届ける際、電磁波を発する機器に接近することから、電磁波防護服を購入したいという申請がされた。

この従業員の主たる業務は事務所内での一般事務、受付、来客対応であるが、当申請は主に業務を行う事務所ではないところでの軽作業や他の作業所へ書類を届ける際に必要と

いう申請であり、主たる業務（事務所内での事務作業）を行うための必要最低限の措置とは認められないため不認定とした。

申請施設が建築基準法に適合した建築内容であるかの確認ができない

○トイレの改修

【身体障害者（下肢障害）】

現在使用している仮設トイレのような簡易な造りの和式トイレユニットを、下肢障害のある従業員のために洋式トイレユニットに変更するという申請がされた。

申請施設が建築基準法に適合した建築内容であるかの確認ができないため対象外とした。

※建築確認申請を必要とする建物の改修については、申請施設及び改修前の建物が建築基準法に適合しているかの確認を行うために建築確認済証（写）及び検査済証（写）の提出が必要である。